

広報



第127号

発行所 北浦村役場

北浦村大字山田

発行人

北浦村長 高柳庄次郎

さんゆう社印刷所

北浦村の人口

45年3月末日
(単位・戸、人)

世帯数 2,266(2)

総人口数 11,018(△39)

男 5,270(△14)

女 5,748(△25)

△印は減少

三月の議会

昭和四十五年度予算などを可決

▽村長は三月十日、村議会定例会を招集し、昭和四十五年一般会計予算など議案十四件を提案しました。村議会はこれに対し、会期を二十日までの十一日間と定め、慎重に審議した結果、全議案原案どおり可決しました。これによって、一般会計、特別会計五億六千三万二千円という村はじまってきたので、以来の大型予算による新年度会計あわせて事業が開始されることになりました。(写真は議会議場内)

可決されたおもな議案

提案され可決されたおもな議案は次のとおりです。

▽昭和四十五年度一般会計予算
これは歳入歳出とも四億六千六百六十万四千円とし、土木、教育、衛生などの各事業を行なうというものです。

原案どおり可決

▽昭和四十五年度国民健康保険特別会計予算
これは歳入歳出とも九千三百四十二万八千円とし、保険給付などを行なうというものです。

原案どおり可決

▽国民健康保険条例の一部改正について
これは同条例で定めている助産費について改正したもので、い

一般会計予算

これまでの予算の特徴は、事業中心の大型予算というところにあるでしょう。一般会計の予算額は、四億六千六百六十万四千円となり、前年比五十一パーセントと村はじまってきたので、以来の大型予算となりました。

村税は、水稲の冷害減収と課税最低限の引上げから、村民税については、伸び悩みがあります。しかしながら、所得水準の向上による住居改善意欲の高まり、新築、改築等による固定資産税の増加が見込まれ、間接税である、たばこ消費税、電気ガス税等の伸びから、総じて村税は前年比十一パーセント増の五千五百八十四万円を見込みました。

自動車取得税交付金は、県内の自動車の売行きにより左右されますが、まだ、経済の好景気は続くと思われる、自動車の需要は根強く、四十四年交付税見込み額の八割程度の増加を見込みました。

主たる財源である地方交付税とは国税である所得税、法人税の一定割合三十二パーセントをその総額とし、地方公共団体が、自主的にその事務を遂行し財産を管理するに必要な経費(基準財政収入額)と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額(基準財政収入額)を算定し、収入が経費に不足する額を補てんしようとする交付税については、国の予算は前年比二十四パーセント増であります。四十四年基準財政収入額を二十パーセント増とし、四十五年基準財政収入見込額を推定し算出した見込みです。

これら、村税、自動車取得税交付金、地方交付税に繰越金を加えて、一般財源として前年比三十二・九パーセント増の二億五千七百四十万六千円を見込みました。

特定財源としての国庫支出金については、前年比三・九パーセント増であります。これは、小貫小学校防音改築補助、新築小学校改築設計費補助、中央公民館整備事業補助、地籍調査事業補助、林道整備事業補助等であり、八千六百四十四万五千円を見込みました。

また、特定財源中その他の財源である、使用料および手数料、財産収入、繰入金、諸収入等を見込み前年比七・七倍の五千六百八十四万三千円を見込みました。特に財政調整基金による繰入金、中央公民館の建設資金というべきものであります。また、給食センター開所にもなる納付金が諸収入として、大巾に増加します。

事業を推進する上で欠かせない要素である起債は、村道小幡行戸線、次木線舗装事業資金、小貫小学校防音改築事業資金、津澄小学校屋内運動場建設事業資金、中央公民館建設事業資金によるもので前年比二・一倍の六千五百九十九万六千円を見込み、繰入総計四億六千六百六十万四千円を計上しました。

歳出を性質別に見ますと、行政活動費用としての人件費は、常勤特別職、非常勤特別職、一般職の報酬、給与、職員手当等をあわせて一億四千五百五十五万五千円で、総予算に占める二十二・四パーセントを占めております。

また、道路保全のため砂利、砕石及び学校普請、庁舎修繕等の維持補修費が六百九十九万二千円で、五・一パーセントであります。

国庫支出金の歳入予算に占める割合は五十二パーセント、国民健康保険税は四千六百六十五万二千円で四十四・六パーセント、その他繰越金等三百九十九万一千円で三・四パーセントであります。

歳出については、大半を占める療養費の積算は過去三ヶ年の実績により推計しました。世帯数二千五百十戸、被保険者数九千八百七十六人、受診率三・四回、一人当たり費用額一万一千三百九十四円、この七割が村の負担、残り三割が自己で負担いただくわけですが、(療養給付費の場合)

これらを推計し、保険給付費は八千二百五十七万三千円とし、前年比十八・一パーセントの伸び、一世帯当たり五万六千二百三十七円で、これは療養給付費と療養費の額であります。

国民健康保険 特別会計

① 本年二月に医療費の値上げがあり九・七四パーセントであった。

② 生活水準の上昇により、健康に対する関心が高まり、医療需要が増加した。

③ 医学の進歩にともなう、医療内容が高度化した。

④ 年令の高齢化によって、疾病構造が変化した。

などにより医療費が増加し、国民健康保険税が前年比十六パーセント増となりました。一世帯当たり平均調定額(税負担額)は二万五千八百三十三円(一人当たり四千二百七十三円)で前年度より二千八百四十六円増となりました。また、国庫支出金は四千八百五十八万五千円で前年比十六・三パーセントの伸びであります。

国庫支出金の歳入予算に占める割合は五十二パーセント、国民健康保険税は四千六百六十五万二千円で四十四・六パーセント、その他繰越金等三百九十九万一千円で三・四パーセントであります。

歳出については、大半を占める療養費の積算は過去三ヶ年の実績により推計しました。世帯数二千五百十戸、被保険者数九千八百七十六人、受診率三・四回、一人当たり費用額一万一千三百九十四円、この七割が村の負担、残り三割が自己で負担いただくわけですが、(療養給付費の場合)

これらを推計し、保険給付費は八千二百五十七万三千円とし、前年比十八・一パーセントの伸び、一世帯当たり五万六千二百三十七円で、これは療養給付費と療養費の額であります。

事業中心の5億6003万円

新年度予算きまる



昭和45年度一般会計予算内容

(歳入)

科	目	予算額(千円)	百分比(%)
1.	税金	55,840	12.0
2.	交付金	8,819	1.9
3.	交付金	187,747	40.2
4.	交付金	60	0.0
5.	交付金	2,278	0.5
6.	交付金	77,952	16.7
7.	交付金	8,443	1.8
8.	交付金	727	0.2
9.	交付金	1	0.0
10.	交付金	20,000	4.3
11.	交付金	5,000	1.1
12.	交付金	33,837	7.2
13.	交付金	65,900	14.1
計		466,604	100.0

(歳出)

科	目	予算額(千円)	百分比(%)
1.	費	11,686	2.5
2.	費	55,997	12.0
3.	費	13,035	2.8
4.	費	11,909	2.6
5.	費	38,006	8.2
6.	費	789	0.2
7.	費	67,240	14.4
8.	費	5,648	1.2
9.	費	249,805	53.5
10.	費	100	0.0
11.	費	11,888	2.5
12.	費	1	0.0
13.	費	500	0.1
計		466,604	100.0

小幡行戸線、次木線、山田原線、水無線、三和成田線の七千二百七十一メートルの舗装化を起債を含め実施する計画でこれは昨年実績二千九百メートルの約二・五倍にあたります。

継続事業の道路改良についても中根線、炭焼線、三和成田線等地区住民の利便を図るため実施いたします。



米の生産調整に

理解と協力を

米の生産調整問題については、農家のみなさんは、新聞、テレビ等により、すでにご存知のことと思いますが、日本人の主食としての米は、ここ数年の間に米の生産と消費の間に大きな差が生じ、米の消費が減少する反面、生産が著しく増加し、その結果、長い間不足がみだつた米が過剰状態になつてきたのです。

米の過剰は恒常的になりました。米の一人当たりの消費は、最近著しく減少しています。これは都会の消費者だけでなく、農家にしても同様です。米の総需要量も、人口の増加や加工用需要の増大にもかかわらず、最近の五ヶ年間で百万トン以上も減少し、現在は一千万二千二百万トン程度になつています。

このような消費の減退は、所得が向上して食生活が豊かになつてくるに従い、牛乳、肉類や果実、野菜などが増え、でんぷん質食品全体が減つてきていることによるもので、でんぷん質食品の需要が減るのは、欧米先進国の例をみて自然のなりゆきです。

他方、米の生産は、農家の努力とあいまつて、品種改良や米づくりに技術の向上、あるいは土地改良が進んできたことから反収があが

り、また作付面積も増えてきていて、最近では、一千四百万トンを超えるほどになっていきます。

この結果、政府の古米在庫は、四十四年十月末約五百六十万トン（配給量の十カ月分）となり、いままでのままでは、四十五年十月末には約八百万トンにも達するものと見込まれます。さらにこのまま推移すれば、生産量を平年作とみて、これに年々約百五十万トン以上の過剰が新たに積み重なつていくという事態になっていきます。

こうして見ると、米の過剰状態は、いまや一時的なものではなく恒常的なものとなつてきているのです。このような米の需給の關係から極力、米の消費を増やしていくことが必要となつてきています。そのために、政府では、米消費の普及、宣伝活動を強化、米飯による学校給食、原材料用に、あるいは海外への輸出、援助に努めてい

ます。以上のようないろいろな手段を講じて、米の需要を少しでも増やそうに努力していますが、これには限界があり、現在のような米の生産を許すような需要の増大はとうてい望むべくもないのです。他方、たくさんあまつている過剰

米については、飼料などへの特別処理も考えざるをえない段階となつていきます。

食糧管理制度は、戦中戦後を通じて、国民食糧の確保、消費者の家の安定、あるいは農家経済の向上に大きな役割をはたしてきまし

【奨励金の補助金額はどれくらいですか】
一〇アール収量一キログラム当たり八十一円です。

【奨励補助金はどれくらい面積を単位としてわたされますか】
一枚の田（最低一アール）を単位としてわたされます。また一人何枚の田でもけっこうです。面積に制限はありません。

【補助金はどのようなところにわたされますか】
四十四年に水田、陸田・かん水施設により水稲を作付した畑で（陸田）、四十五年に水稲を作付しないところで、転作、休耕、休耕したほかに、だめか、林地・養魚池・畜舎など農業生産に必要な施設にしても奨励補助金はわたされます。

【目標数量の配分は】
北浦村の生産調整目標数量は、二百七十六トン（一俵六十キロ、四千六百俵、約六十一ヘクタール）であり、この数量により農家に配分することとなることとなるわけですが、配分方法については農家の自主的な協力により実施いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

等級	10アール収量	奨励補助金
1	515kg	41,715円
2	495	40,095
3	475	38,475
4	455	36,855
5	435	35,235
6	415	33,615
7	395	31,995
8	375	30,375
9	355	28,755
10	335	27,135
11	315	25,515

※自分の田の等級を知りたいときは農業共済組合におたずねください。

春の交通安全運動

四月六日～三十日

本年も、四月六日から三十日まで「昭和四十五年春の全国交通安全運動」が、全県いっせいに実施されます。

この運動は、昭和二十三年秋以来、毎年春秋二回実施され、今回は第四十四回に当たりますが、交通事故の防止の徹底、とくに歩行者の交通安全の徹底を目標としてお

る春の運動は、ここ数年来五月中旬に実施されてきましたが、本年は、

- ① 四月上旬の交通事故死者数の増加
- ② 新入学期における子どもの交通事故の防止
- ③ ゴールデンウィークにおける交通事故多発の防止

税務署からお知らせ

土地や家を売ったときの税金

今回の税法の改正により、これまでの総合課税方式が分離課税方式にかわりました。一般的には、土地や家を売った場合には、分離課税方式により、譲渡収入金より取得価格の五パーセント（譲渡収入金額×五パーセント）と譲渡に要した費用を差し引いた残りから百万円を引き、その残額の十パーセントが税額となります。

しかし、本人の所有期間の長短によつて長期譲渡所得と短期譲渡所得とに区分されることとなります。

課税方法としては、長期譲渡所得については、前に述べたような方法により計算されますが、短期譲渡所得については次のような二通りの計算を行い、いずれか高い方の金額が納付税額となります。

(1) 譲渡収入金額から取得価格と譲渡に要した経費を加えた額を差し引いた額（譲渡益）の四十パーセント

(2) これまでの総合課税の方法、つまり、譲渡収入金額から取得価格と譲渡に要した経費を加えた額を差し引いた額（譲渡益）からさらに特別控除三十万円を差し引いた額（総合課税による合算額）

これまで述べたことは、一般的に最近、転入・転出の届出をする方が増加しておりますが、これら届出をする方は、次の事項を十分注意の上、届出をしてください。

転入・転出の届出をするかたへお願い

最近、転入・転出の届出をする方が増加しておりますが、これら届出をする方は、次の事項を十分注意の上、届出をしてください。

- 一、転入の届出をする場合（旧住所より転入の日より十四日以内に届け出る）
- 持参するもの
- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証
- ・社会保険証（社会保険加入者のみ）
- ・国民年金通帳及び証書（社会保険に加入していない者）

- 二、転出の届出をする場合（転出先の住所、番地、世帯主を明記する）
- 持参するもの
- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証
- ・米穀購入通帳（消費世帯のみ）
- ・これらを持参しませんが転出証明書の交付を受けることができますので必ず持参して下さい。
- （住民課戸籍係）

「みんなで、あるいているときもひとりひとりがよく注意」



見舞金の額

共済見舞金	災害区分	見舞金額
① 死亡した場合		500,000円
② 全治6ヶ月以上の傷害を受けた場合		100,000円
③ 〃 3ヶ月以上		50,000円
④ 〃 1ヶ月以上		20,000円
⑤ 〃 1週間以上		5,000円
⑥ 〃 1週間未満		2,000円
身障見舞金		100,000円

見舞金は会員が万一交通事故にあつたらすぐ、役場窓口へ請求して下さい。即日払いいか遅くとも5日以内にお払いします。

あなたは交通災害共済に加入しましたか

私たちは、いつ、どこで、どのような交通事故にあうかわかりません。交通事故による被害者をみなさんの手によって助けあい、これらの方に、見舞金をおくりするのが交通災害共済制度です。この制度の会員は、北浦村に住民登録してある人なら、だれでも会費（1年……360円 中学生以下……300円）を納めた日から1年間会員として、見舞金がかかります。

会費持参のうえ役場窓口へお出かけ下さい。